

石川県公報

令和 7 年 3 月 31 日 (月曜日)

号 外

(第 22 号)

目 次

訓 令		
○石川県労働委員会事務局処務規程の一部改正 (労働委員会事務局)	1	○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の一部改正 3
議 会		監 査 委 員
○石川県議会議事局文書取扱規程の一部改正	1	○石川県監査委員事務局処務規程の一部改正 3
選挙管理委員会		労働委員会
○石川県選挙管理委員会組織運営規程の一部改正	3	○石川県労働委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正 5
○石川県選挙管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	3	

訓 令

石川県訓令第 2 号

石 川 県 労 働 委 員 会 事 務 局

石川県労働委員会事務局処務規程（昭和39年石川県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

石川県知事 馳 浩

第 9 条中「固有文書分類表」を「文書分類表」に改める。

第10条の表第21条第4項の項を削り、同表第23条第1項の項中「関係係員、」を削り、同表第24条の項を削り、同表第31条第5項の項中「第31条第5項」を「第31条第4項」に改め、同表第39条及び第41条の項中「第39条及び第41条」を「第38条及び第40条」に改め、同表第45条第1項の項中「第45条第1項」を「第44条第1項」に改め、同表第45条第5項及び第47条第3項の項中「第45条第5項」を「第44条第5項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議 会

石川県議会議事局規程第 1 号

石川県議会議事局文書取扱規程（平成 5 年石川県議会議事局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

石川県議会議長 安 居 知 世

第 1 条の 2 第 7 号を次のように改める。

(7) 文書分類表 事務局の直接の目的となっている事務について分類区分したものをいう。

第 1 条の 2 第 8 号を削る。

第 1 条の 2 第 9 号中「行うシステム」を「行行情報システム」に改め、同号を同条第 8 号とする。

第 7 条第 5 項第 1 号中「固有文書分類表」を「文書分類表」に改める。

第15条第1項中「又は起案用紙（別記様式第10号）」を削り、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、文書管理システムにより難しいものとして県総務課長が別に定める場合には、次に掲げる方法により行うことができる。

- (1) 起案用紙(別記様式第10号)を用いて行う方法
 - (2) 法令等に定める帳票を使用して発する届出書その他の文書について、当該帳票を用いて行う方法
 - (3) 文書管理システム以外の情報システム(あらかじめ県総務課長の承認を受けたものに限る。)により行う方法
- 第15条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項第4号を削り、同条第5項を次のように改める。

5 起案者は、起案文書に必要事項を記載し、記名押印又は記名押印に相当する記録をしなければならない。

第15条第6項を削る。

第17条及び第18条を次のように改める。

第17条及び第18条 削除

第20条中「、関係係員」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第27条第3項を削る。

第29条第1項を次のように改める。

発送文書は、次の各号に掲げるものを除き、公印又は電子署名を省略するものとする。

- (1) 法令等の規定により公印を押すことが必要とされている文書又は電子署名を行うことが必要とされている文書
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に公印を押すことが必要であると認められる文書又は特に電子署名を行うことが必要であると認められる文書

第29条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第34条を削る。

第35条の見出しを「(文書分類表)」に改め、同条第1項及び第2項中「固有文書分類表」を「文書分類表」に改め、第5章中同条を第34条とし、第36条を第35条とし、第37条を第36条とする。

第38条中「共通文書分類表及び固有文書分類表」を「文書分類表」に改め、同条を第37条とし、第39条を第38条とし、第40条を第39条とし、第40条の2を第40条とし、第40条の3を第40条の2とする。

第41条第3項中「第40条」を「第39条」に改める。

第42条第4項中「共通文書については総務課長(1年未満保存の共通文書については、課長)が定め、固有文書については」を削る。

別表第2の1年未満の項を次のように改める。

1年未満	<ul style="list-style-type: none"> 1 別途正本又は原本が管理されている行政文書の写し 2 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等 3 出版物又は公表物を編集した文書 4 所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答 5 明白な誤りがある等の事由により客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 6 意思決定の途中段階で作成した文書であって、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断されるもの 7 文書分類表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
------	--

別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第13号 削除

別記様式第14号中「第35条、第38条、第42条関係」を「第34条、第37条、第42条関係」に、「固有文書分類表」を「文書分類表」に改める。

別記様式第15号及び別記様式第16号中「第40条関係」を「第39条関係」に改める。

別記様式第17号中「第40条の2関係」を「第40条関係」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第26号

石川県選挙管理委員会組織運営規程（昭和56年石川県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川県選挙管理委員会

第20条の表第2条第16項の項中「~~第11条第10項~~」を「~~第11条第10項~~」に改め、「~~第11条第10項~~」を削り、同表第7条第1項及び第2項、第10条第1項第1号、第21条第4項、第32条、第54条第1項から第3項まで及び第5項、第55条第1項、第59条第3項の項中「~~第11条第10項~~」を削り、同表第8条第1項及び第4項、第35条第1項、第45条第1項の項中「~~第11条第10項~~」を「~~第11条第10項~~」に改め、同表第39条第1項及び第2項、第47条第4項の項中「~~第11条第10項~~」を「~~第11条第10項~~」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

石川県選挙管理委員会告示第27号

石川県選挙管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成20年石川県選挙管理委員会告示第77号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川県選挙管理委員会

第8条中「~~磁気テープ（リボンを巻く方法により一定の事項を確実に記録し、必要に応じて取り出すことができる）~~」を「~~電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）~~」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

石川県選挙管理委員会告示第28号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（平成20年石川県選挙管理委員会告示第78号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

石川県選挙管理委員会

申請等の表政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の部に次のように加える。

第19条の16第1項	少額領収書等の写しの開示の請求
第20条の2第2項	石川県選挙管理委員会が受理した報告書又は政治資金監査報告書の写しの交付の請求

監 査 委 員

石川県監査委員規程第1号

石川県監査委員事務局処務規程（昭和39年石川県監査委員規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川県監査委員

第2条中「次の課」を「監査課」に改め、各号を削る。

第3条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(課の分掌事務)

第3条 監査課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会議に関すること。
- (2) 定期監査及び随時監査に関すること。
- (3) 行政監査に関すること。
- (4) 財政的援助団体等の監査に関すること。
- (5) 普通会計の決算審査及び定額の資金を運用するための基金の運用状況の審査に関すること。
- (6) 企業会計の決算審査及び資金不足比率の審査に関すること。
- (7) 健全化判断比率の審査に関すること。
- (8) 例月出納検査に関すること。
- (9) 指定金融機関等の監査(要求に基づく監査を含む。)に関すること。
- (10) 外部監査人が行う監査に関すること。
- (11) 内部統制評価報告書の審査に関すること。
- (12) 請求及び要求に基づく監査に関すること。
- (13) 監査の結果及び当該監査の結果に基づく知事等からの措置状況に係る通知の公表等に関すること。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「前3条」を「前条」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1項第5号を削り、同条を第5条とする。

第8条第6項を削り、同条を第6条とする。

第9条を第7条とする。

第10条第2項中「事務局長の指定する」を削り、同条を第8条とする。

第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条を削る。

第14条中第5号を第9号とし、第2号から第4号までを4号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の4号を加え、同条を第11条とする。

- (2) 事務局長、次長、課長及び担当課長を除く職員の旅行の命令及びその復命の受理に関すること。
- (3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。
- (4) 事務局長、次長、課長及び担当課長を除く職員の休暇の承認に関すること。
- (5) 職員の扶養親族の認定、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の決定並びに児童手当の受給資格及び額の認定に関すること。

第15条の表を次のように改め、同条を第12条とする。

第6条第1項第2号及び第3号	別表第1に定める記号	「石監査」
第6条第1項第4号	別表第1に定める記号によるもの	「石監査」
第7条第1項及び第2項、第15条並びに第35条	本庁等	事務局
第7条第1項	総務部長	事務局長
第7条第2項、第10条第1項第1号、第32条、第54条第1項から第3項まで及び第5項、第55条第1項並びに第59条第3項	総務課長	課長
第7条第3項、第10条第1項第2号、第11条第1項、第14条第3項、第32条、第33条第1項及び第5項並びに第57条	主務課長	課長
第8条第2項第1号、第10条第1項、第14条第1項及び第3項、第23条第1項、第29条第1項、第30条並びに	本庁	事務局

第33条第1項		
第8条第2項第1号	庶務	課の文書
第11条第1項及び第14条第1項	主務課	事務局
第11条第1項から第4項まで、第14条第1項、第31条第4項及び第5項、第33条第1項から第4項まで並びに第37条	総務課長	総務部総務課長
第11条第1項及び第2項第1号から第3号まで、第14条第1項、第29条並びに第30条	主務課	監査課
第20条	処務規程別表第1から別表第3まで	石川県監査委員事務局処務規程第9条から第11条まで
第23条第1項	部次長、部長及び副知事	次長及び事務局長
第23条第1項	知事	監査委員
第7条の2、第8条第4項、第9条第2項、第3項並びに第4項第1号及び第2号、第28条、第31条第4項、第38条、第40条、第44条第5項、第47条第3項及び第4項、第48条第1項、第49条第1項並びに第60条	所属長	課長
第33条第2項及び第3項	総務課	総務部総務課
第59条第1項及び第2項	総務課長及び所属長	課長

第16条を第13条とし、第17条を第14条とする。

別表中「第16条関係」を「第13条関係」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

労 働 委 員 会

石川県労働委員会告示第1号

石川県労働委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成20年石川県労働委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石 川 県 労 働 委 員 会

第8条中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

